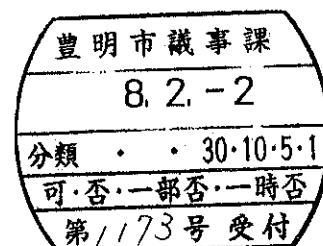


ハラスメント防止セミナー 報告書

林 ゆきひろ

研修テーマ： ハラスメント防止について
研修日時： 令和7年1月20日（火）10時～12時
研修場所： 豊明市役所4階 第一委員会室
講師： 行政書士 安江 正司 氏
題目： なんでもハラスメントにしてしまう社会？
AI・SNSの社会と日常生活でのハラスメントについて
主な内容： ハラスメントの定義
世代間ギャップ
様々なハラスメント、仕事上でのハラスメント



◆所感

令和7年3月議会において、「豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」が賛成多数で可決されました。内容については、執行機関におけるハラスメントが中心ですが、議員活動にも及ぶものとなっています。それを受けて、豊明市議会として、どのように対応していくか検討しており、その一環として、今回の研修を全議員で受講しました。

今回の研修では、様々な言動によるハラスメントの事例などを確認することができ、加害者側が意図しなくとも、相手を不快にさせてしまい、そのことが、ハラスメントになり得ることもあるということを知りました。現在は、労働施策総合推進法の改正により民間企業も義務付けがあり、時代とともに「昔の常識＝今の非常識」になっていることを理解して、公人としての責任がある対応を常日頃から気をつけなければなりません。

一方で、言われた側、された側が「不快」というだけで、ハラスメントと判断することは難しく、その時の状況や環境、発言内容などもしっかり調査した上で、判断しなければならず、ハラスメントの有無について、線引きが非常に難しいことも感じました。場合によっては、弁護士や警察等の専門家に相談しながら、判断することがのぞましく、社内では利害関係者である場合も多いため、第三者委員会の設置がのぞましいとの話もありました。

議員間、もしくは議員と職員において、ハラスメント事案が発生した場合の対応方法は、新たに条例制定をするのか、現状ある政治倫理条例を改正するのか、基準や審査機関を豊明市議会として設定すべきです。特に利害関係が生じてしまうと考えられるため、第三者機関を設置して、適切に審査することが重要だと思いました。